奈良県告示第八十六号

おり変更した。 八条第一項の規定により、 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項におい 大和都市計画市街化区域と市街化調整区域との て準用する同法第十 区分を次のと

において縦覧に供する。 部都市建設課、 に橿原市都市デザイン部都市計画課、 その関係書類は、 三郷町環境整備部都市建設課及び田原本町産業建設部まちづ 奈良県県土マネジ 御所市 メン 卜 企画政策部まちづくり 部地域デザイ ン推進局県土利 推進課、 用政策課並 くり建設課 平群町事業 び

令和五年六月十六日

奈良県知事 山 下 真

一 変更に係る都市計画の種類及び名称

大和都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分

一 変更に係る都市計画を定める土地の区域

橿原市忌部町の一部

御所市大字北十三、 大字南十三及び大字出屋敷 \mathcal{O} 各 部

生駒郡平群町上庄、 大字椣原、 光ヶ丘及び大字下垣内 \mathcal{O} 各

生駒郡三郷町大字勢野の一部

磯城郡田原本町大字藥王寺の一部